

貯蓄預金規定

1. (取扱店の範囲)

貯蓄預金（以下「この預金」といいます。）は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

2. (証券類の受入れ)

(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。

(2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。

(3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。

(4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

(5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. (振込金の受入れ)

(1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。

(2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4. (受入証券類の決済、不渡り)

(1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。

(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。

この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を貯蓄預金元帳から引落し、その証券類は当店で返却します。

(3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

5. (預金の払戻し)

この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

6. (自動支払い等)

この預金口座から各種料金等の自動支払いをすることはできません。

また、この預金口座を給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。

7. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。以下同じです。）1,000 円以上について付利単位を 1 円として、店頭に表示する毎日の金額階層区分別の利率によって計算のうえ、毎年 2 月と 8 月の当金庫所定の日に、この預金に組入れます。

なお、利率は、金融情勢に応じて変更します。

8. (未利用口座管理手数料)

(1) 次のすべてに該当する口座を未利用口座とし、当金庫所定の未利用口座管理手数料（以下、本条において「手数料」といいます）をいただきます。

- ① 令和 3 年 1 月 1 日以降に開設された貯蓄預金口座であること
- ② 預入れまたは払戻し（利息の組入れおよび手数料の引落としを除きます）の利用が 2 年以上一度もないこと
- ③ 預金残高が 1 万円未満であること
- ④ 同一店舗において、定期性預金・投資信託・保険・国債などの預かり金融資産のお取引がないこと
- ⑤ 同一店舗において、借入れがないこと

(2) 前項すべての条件に該当した場合、口座名義人に対しお届けの住所にご案内文書を送付します。ご案内文書の送付後、3 ヶ月経過後においてもお取引がないときは、当該口座から、払戻請求書等によらず、手数料を引落します。なお、翌年以降も未利用の状態が継続する場合は、同様に手数料を引落します。

(3) 手数料の引落としに際し、口座残高が不足する場合は、その残高を手数料の一部として充当したうえで、通知することなく当金庫所定の方法により当該口座を解約することができるものとします。この場合、手数料の不足分を別途いただくことはいたしません。

(4) ご負担いただいた手数料の返却および解約した口座の再利用には応じられません。

9. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の

方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等に定める適用開始日から適用されるものとします。

この他、「流動性預金共通規定」を参照ください。

以 上

(2021 年 1 月 1 日現在)